

三井住友銀行 銀行 Pay 取引規定 (TOYOTA Wallet) 新旧対照表

新	旧	備考欄
銀行 Pay 取引規定（以下「本規定」といいます。）は、利用者が加盟店（第 1 条第 1 項に定義します。）との間における商品もしくは権利の購入またはサービスの受領等（前払式支払手段の新規購入（発行を受けること）および追加購入（チャージ）を含みます。）に係る取引（以下「売買等取引」といいます。）に係る債務（以下「取引代金債務」といいます。）について、電子決済等代行業再委託者であるトヨタファイナンスサービス株式会社（以下「アプリ運営会社」といいます。）が提供・運営する所定のアプリケーションサービス（以下「TOYOTA Wallet」といいます。）を通じて三井住友銀行（以下「当行」といいます。）に開設された利用者名義の普通預金口座からの銀行口座即時引落しにより支払うサービス（以下「銀行 Pay 取引」といいます。）の利用に関し、利用者と当行との間の権利義務関係を定めたものです。	銀行 Pay 取引規定（以下「本規定」といいます。）は、利用者が加盟店（第 1 条第 1 項に定義します。）との間における商品もしくは権利の購入またはサービスの受領等に係る取引（以下「売買等取引」といいます。）に係る債務（以下「取引代金債務」といいます。）について、銀行法施行規則第 34 条の 64 の 9 第 3 項第 1 号に定める電子決済等代行業再委託者であるトヨタファイナンスサービス株式会社（以下「アプリ運営会社」といいます。）が提供・運営する所定のアプリケーションサービス（以下「TOYOTA Wallet」といいます。）を通じ三井住友銀行（以下「当行」といいます。）に開設された利用者名義の普通預金口座からの銀行口座即時引落しにより支払うサービス（以下「銀行 Pay 取引」といいます。）の利用に関し、利用者と当行との間の権利義務関係を定めたものです。	（追加） （下線部削除）
利用者は、銀行 Pay 取引を利用するに当たり、本規定の各条項を認識した承の上、当行に対して本規定による銀行 Pay 取引の利用に係る契約（以下「本契約」といいます。）の申込みを行うものとし、利用者が銀行 Pay 取引を利用するに当たっては、利用者と当行との間において本規定が適用されるものとします。	利用者は、銀行 Pay 取引を利用するに当たり、本規定の各条項を認識した承の上、当行に対して本規定による銀行 Pay 取引の利用に係る契約（以下「本契約」といいます。）の申込みを行うものとし、利用者が銀行 Pay 取引を利用するにあたっては、利用者と当行との間において本規定が適用されるものとします。	（修正）
第 1 条（適用範囲） 1. 利用者は、加盟店（銀行 Pay 取引の利用に関し、利用者に対して商品もしくは権利を販売またはサービスを提供等（前払式支払手段の発行および追加購入（チャージ）の受付を含みます。）した法人、個人事業主または団体をいいます。）に対する取引代金債務の支払いのために、銀行 Pay 取引の利用により取引代金債務を当行に開設した利用者名義の普通預金口座からの預金の引落しを行うことを当行に依頼することについて、本規定の内容に従うものとします。 2. （略）	第 1 条（適用範囲） 1. 利用者は、加盟店（銀行 Pay 取引の利用に関し、利用者に対して商品もしくは権利を販売またはサービスを提供等した法人、個人事業主または団体をいいます。）に対する取引代金債務の支払いのために、銀行 Pay 取引の利用により取引代金債務を当行に開設した利用者名義の普通預金口座からの預金の引落しを行うことを当行に依頼することについて、本規定の内容に従うものとします。 2. （略）	（追加）
第 2 条（本契約の申込みおよび口座連携手続） 1. （略） 2. 前項の申込みに当たっては、当行に開設されている普通預金口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号その他の当行が本人確認のために必要と認める情報（以下「認証情報」といいます。）を TOYOTA Wallet がインストールされたスマートフォンその他の利用者の端末（以下「利用者端末」といいます。）に表示される画面上での入力その他の当行所定の方法により当行に提供し、銀行 Pay 取引の利用により預金の引落としが行われる普通預金口座（以下「引落指定口座」といいます。）を指定します。 3. ～6. （略）	第 2 条（本契約の申込みおよび口座連携手続） 1. （略） 2. 前項の申込みにあたっては、当行に開設されている普通預金口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号その他の当行が本人確認のために必要と認める情報（以下「認証情報」といいます。）を利用者端末（第 8 条第 1 項に定義します。以下本項、次項および第 6 項、次条第 1 項ならびに第 6 条において同じ。）に表示される画面上への入力その他の当行所定の方法により当行に提供し、銀行 Pay 取引の利用により預金の引落としが行われる普通預金口座（以下「引落指定口座」といいます。）を指定します。 3. ～6. （略）	（修正） （変更） （修正）
第 3 条（銀行 Pay 取引の方法） 1. 前条の規定により当行が口座連携を行った利用者が、加盟店に対する取引代金債務の支払いのために、TOYOTA Wallet の利用により利用者端末に表示される画面上で金額その他の加盟店所定の情報を入力する方法その他のアプリ運営会社が認める方法により銀行 Pay 取引の利用依頼を行った場合には、当行は、利用者から正当な預金の引落しについての依頼があったものとして、引落指定口座から取引代金債務相当額の預金の引落しを行います。 2. ・3. （略）	第 3 条（銀行 Pay 取引の方法） 1. 前条の規定により当行が口座連携を行った利用者が、加盟店に対する取引代金債務の支払いのために、TOYOTA Wallet においてアプリ運営会社所定の方法により決済用パスコードを利用者端末に表示される画面上で入力の上、加盟店が表示した QR コード、バーコードその他の符号（以下「QR コード等」といいます。）を利用者端末で読み取る方法、利用者が利用者端末に表示した QR コード等を加盟店に設置された加盟店所定の端末に読み取らせる方法その他のアプリ運営会社が認める方法により銀行 Pay 取引の利用依頼を行った場合には、当行は、利用者から正当な預金の引落しについての依頼があったものとして、引落指定口座から取引代金債務相当額の預金の引落しを行います。 2. ・3. （略）	（変更）
第 4 条（取引できない場合） 次の各号のいずれかに該当する場合には、銀行 Pay 取引を行うことはできません。 (1)（略） (2)通信機器、インターネットまたはコンピューター等の障害等、当行の責めに帰することができない事由により TOYOTA Wallet または銀行 Pay 取引の運営または提供が遅延またはできなくなった場合 (3)地震、落雷、火災、風水害、停電、天変地異、感染症その他の不可抗力、利用者または通信事業者等の第三者の通信機器・回線・コンピューターの障害、裁判所等の公的機関の措置等、当行の責めに帰することができない事由により TOYOTA Wallet または銀行 Pay 取引の運営または提供ができなくなった場合 (4)前各号に掲げる場合のほか、当行の責めに帰することができない事由により銀行 Pay 取引の利用依頼を正常に受け付けることができない場合 (5)～(9)（略）	第 4 条（取引できない場合） 次の各号のいずれかに該当する場合には、銀行 Pay 取引を行うことはできません。 (1)（略） (2)通信機器、インターネットまたはコンピューター等の障害等、当行の責めに帰すべき事由によらず TOYOTA Wallet または銀行 Pay 取引の運営または提供が遅延またはできなくなった場合 (3)地震、落雷、火災、風水害、停電、天変地異、感染症その他の不可抗力、利用者または通信事業者等の第三者の通信機器・回線・コンピューターの障害、裁判所等の公的機関の措置等、当行の責めに帰すべき事由によらず TOYOTA Wallet または銀行 Pay 取引の運営または提供ができなくなった場合 (4)前各号に掲げる場合のほか、当行の責めに帰すべき事由によらず銀行 Pay 取引の利用依頼を正常に受け付けることができない場合 (5)～(9)（略）	（修正） （修正） （修正）
第 5 条（略）	第 5 条（略）	
	第 6 条（Smart Code ショッピングサービスの利用に関する同意） Smart Code ショッピングサービスとは、Smart Code 加盟店（取引代金債務の支払いに銀行 Pay 取引を利用することを株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます。）が認めた加盟店をいいます。）が加盟店所定の端末等を用いて利用者が利用者端末に表示した Smart Code 対応の QR コード等を読み取ることにより行われる、利用者と Smart Code 加盟店との間における決済取引をいいます。利用者は、Smart Code 加盟店の間で Smart Code ショッピングサービスを利用する場合には、第 3 条の規定が適用されないことおよび本条の規定が適用されることに同意します。 (1)利用者は、Smart Code 加盟店において Smart Code ショッピングサービスを利用した場合には、JCB または JCB が提携する第三者（以下「JCB 等」といいます。）と Smart Code 加盟店との間において、JCB 等が Smart Code 加盟店から JCB 等所定の方法により売上データを受領した時点において、JCB 等が利用者に代わって取引代金債務を立替払いすることに係る契約（以下「立替払契約」といいます。）が成立することおよび当該立替払契約の成立により JCB 等所定の時期に利用者が JCB 等に対して求償債務を負担することを認識した承上、また、利用者は、Smart Code 加盟店との間において、JCB 等による取引代金債務の立替払いを禁止または制限する合意をしないものとします。 (2)利用者が Smart Code ショッピングサービスの利用依頼を行った場合には、前号に規定する立替払契約の成立により JCB 等所定の時期に利用者が JCB 等に対して負担する求償債務の弁済のために、利用者が当行に対して引落指定口座からの預金の引落しの依頼および当該依頼に基づいて引き落とされた預金による当該求償債務の弁済の委託をしたものとみなします。	（削除）

